

令和8年度 相馬市障がい者等相談支援事業 業務委託事業者募集要領

1. 公募の目的

この要領は、相馬市(以下「市」という。)で実施する相馬市障がい者等相談支援事業の業務委託に際し、新規の候補者として最も適格と判断される事業者1者を募集するために必要な事項を定めるものである。

2. 業務の概要

(1) 業務名

令和8年度 相馬市障がい者等相談支援事業

(2) 履行場所

原則として相馬市内

(3) 業務内容

別紙「令和8年度 相馬市障がい者等相談支援事業仕様書」のとおり

(4) 履行期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(5) 委託料支払上限額

委託料の支払額上限額は、4,000,000円(消費税は別途加算)とする。

その内訳は基本額が3,000,000円(消費税は別途加算)と加算額の合計額とする。加算額の計算方法は下記のとおりとし、上限額を1,000,000円(消費税は別途加算)とする。

相談支援事業	加算額	算定単位	単価
相談時間	30分以上 60分未満	1件につき	5,000円
	60分以上	1件につき	7,000円

(別途消費税)

3. 実施形式 公募

4. 参加要件

次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 相馬市内において、令和8年1月1日時点で、指定相談支援事業所かつ指定障害児相談支援事業所の指定を受け、相談支援事業を実施していること。かつ、令和8年度においても継続して事業を実施すること。
- (2) 法人格を有すること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (4) 応募申請書の提出期限において、本市及び他の自治体において指名停止の措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 宗教活動及び政治活動を主たる目的とする者ではないこと。
- (7) 相馬市暴力団排除条例(平成24年条例第32号)第2条に掲げる暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員等に該当する者でないこと。
- (8) 国税及び地方税(県税及び市税)を滞納していないこと。

5. 実施スケジュール

内 容	時 期
(1)募集要領の掲載及び配布(市ホームページ)	令和8年1月27日(火)から
(2)質問書の受付期間	令和8年2月2日(月)午後5時まで
(3)質問への回答期限	令和8年2月10日(火)午後5時まで
(4)応募申請受付期間	令和8年2月16日(月)午前8時30分から 2月24日(火)正午まで
(5)選考結果の通知	令和8年3月上旬
(6)契約締結	令和8年3月中(予定)

6. 募集に関する事項

(1) 質問書の受付及び回答

本件に関する質問がある場合は、簡易なものを除き、「質問書(様式8)」に記載し、持参または以下のメール宛てに提出してください。様式は市ホームページより取得してください。

メール:h-syakai@city.soma.lg.jp

※FAX、郵送では受け付けません。

※メールのタイトルは「令和8年度相馬市障がい者等相談支援事業に関する質問」としてください。

ア. 受付期限:令和8年2月2日(月)午後5時まで

イ. 回 答:令和8年2月10日(火)午後5時までにメールで回答します。

なお、意見の表明と解されるもの等については、回答しません。

(2) 応募申請

ア. 受付期間:令和8年2月16日(月)午前8時30分から2月24日(火)正午まで

イ. 提出書類:応募申請時に以下の書類を提出してください。

なお、申請書類等の代表者氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかをお願いします。必要な書類が不足している場合は受付しません。

(ア) 応募申請書(様式1)

(イ) 事業者に関する書類

① 定款、約款、規約、寄附行為その他これらに類する書類

② 法人概要・実績調書(様式2-1、2-2)

③ 直近の国税及び地方税を滞納していないことを証明する書類又は納税義務がない場合は、その旨を記載した申立書(様式2-3)

④ 事業実施予定地(様式4)

⑤ 職員体制(様式5)

(ウ) 事業計画(様式6)

(エ) 安全管理・苦情対応(様式7)

(オ) 見積書及び見積明細書(任意様式)

※見積書に記載する金額は、履行期間の合計の金額としてください。

ウ. 提出部数正本1部、及び、データで提出すること。

エ. 受付場所：相馬市保健福祉部社会福祉課（相馬市役所内 相馬市中村字北町63番地の3）

※提出書類は、事故防止のため郵便等での提出は受け付けませんので、持参してください。なお、来所にあたっては事前に電話連絡をお願いします。

7. 審査及び選定方法

（1）審査方法

市が審査基準に基づき評価します。審査後の点数が最も点数の高い申請者を委託候補者として選定します。

なお、申請者が1者のみの場合も、審査を行ったうえで適否を判断し委託候補者として選定します。

※審査は非公開とし、選考結果等についての異議申立て認めません。

（2）審査基準

審査項目	審査内容	配点
1. 事業運営方針等について (様式2-1)	(1)事業を運営する上での基本方針 (2)中立性・公平性の確保 (3)相談支援体制に対する考え方・今後の展望	13点
2. 法人の事業実績 (様式2-1, 2-2, 2-3)	(1)法人の実施事業や福祉施設運営の実績等	8点
3. 事業実施体制について (様式4、様式5)	(1)事業実施場所及び事業所の環境 (2)相談体制(配置職員の人数、実務経験及び資格含む) (3)配置職員の人材育成	15点
4. 事業計画について (様式6)	(1)個別相談 ア 福祉サービス等の利用援助 イ 社会資源を活用するための支援 ウ 社会生活力を高めるための支援 エ 権利擁護のために必要な援助及び専門機関の紹介 オ その他必要な援助 (2)相談支援体制強化の取組 ア 相談支援体制の充実・強化のための取組 イ 相馬市・新地町地域自立支援協議会との連携	40点
5. 相談支援体制について (様式6)	・障害児者等の相談支援体制推進に必要と思う取組	5点
6. 安全管理及び苦情対応について (様式7)	(1)個人情報の取り扱い、守秘義務に対する取り組み (2)事故の未然防止や事故発生時の連絡体制及び対応、運営時間外の緊急対応 (3)苦情解決体制及び対応	9点
7. 事業経費について (見積書)	・本業務にあたっての費用の見積額	10点
合計(満点)		100点

※記載がない項目は、0点とする。

8. 選考結果の通知

選考結果については、全申請者あてに、令和8年3月上旬に文書で通知します。（市ホー

ムページにも選定結果を掲載します。)

9. 契約締結

選定された委託候補者と詳細を決定したのち、合意を得られた場合、随意契約により、契約を締結します。

10. 応募における留意事項

- (1) 応募に関して必要な経費は、申請者の負担とします。
- (2) 提出された書類は返却しません。
- (3) 書類提出締切後の書類の差し替え、変更及び再提出は認めません。
- (4) 提出書類に虚偽の記載をした場合は失格とします。
- (5) 審査基準の詳細、及び、審査結果の内容は公表しません。
- (6) 審査結果についての異議は、一切受け付けません。
- (7) 業務の委託については、令和 8 年度の予算成立が前提となりますので、ご了承ください。

11. 問合せ先

相馬市保健福祉部社会福祉課
電 話:0244-37-2109
F A X:0244-37-2162
メ ール:h-syakai@city.soma.lg.jp